

平成26年度（第1回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成26年4月10日（木）

第1回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成26年4月10日(木) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
7番 小山喜行	8番 坂田莞爾	9番 阪田洋好	11番 芝崎憲年
12番 杉本正幸	13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明	15番 角 是明
16番 中峰 聖	17番 中村省一	18番 西謙讓	19番 西 豊
20番 東地寧司	21番 平崎茂樹	22番 吉井孝夫	

欠席委員

6番 吉川きり子 10番 地當博巳

出席した職員

中田・森嶋・松山

事務局	<p>定例会開会前に、事務局より議案の差替えがあり、各委員に配付。 続いて、平成26年度産業課職員体制及び農業委員会関係当初予算について、事務局より説明を行う。農林水産グループの新グループ長である中田副課長が自己紹介を行う。</p>
議長	<p>それではただいまから、平成26年度第1回串本町農業委員会定例会を始めます。本日欠席届の出ている委員は6番吉川委員と、10番地當委員です。本日の会議録署名委員は、14番の竹田委員、15番の角委員を指名します。本日の議案は8件となっております、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速議題に入ります。議案第1号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>それでは、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
平崎委員	<p>21番、平崎です。</p>
議長	<p>21番、平崎委員。</p>
平崎委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質問が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決</p>

	<p>定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第2号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
竹田委員	14番、竹田です。
議長	14番、竹田委員。
竹田委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局	<p>質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第3号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
中峰委員	16番、中峰です。
議長	16番、中峰委員。

中峰委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。 次へまいります。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、数日前に申請者から連絡がありまして、本議案を取り下げたい旨の申出がありました。現地調査を行ったんですが、本議案につきましては、申請者都合により議案取り下げということをお願いしたいと思います。以上です。
議長	今事務局から議案第4号の取下げについて提案がありました。皆さん質疑ございませんか。
坂田委員	8番、坂田です。
議長	8番、坂田委員。
坂田委員	取り下げ理由は何ですか。
議長	事務局。
事務局	今回は住宅を建築したいという転用申請でありましたが、転用事業に係る資金証明について、銀行からの融資証明が添付されておりました。

	<p>事情により少し遅れるということでありましたが、今回の申請に間に合わない為、取下げしたいということであります。</p>
議長	<p>よろしいですか、他にありませんか。21番、平崎委員</p>
平崎委員	<p>再度申請される場合、現地調査を1回行っているが、その取り扱いはどうなるのか。また現地調査を行うのか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>来月あるいは再来月という短期間に申請が出て来て、内容が変更なければもうそのまま良いのではないかと考えています。申請までの期間が長くなったり、あるいは内容に変更があれば、再度調査を行います。</p>
坂田委員	<p>8番。</p>
議長	<p>8番、坂田委員。</p>
坂田委員	<p>取下げをした場合、議案番号はどうなるんですか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>今回告示をして議案上程しておりますので、議案番号はそのまま、以降の議案も繰り上げせずにいきます。</p>
議長	<p>他にございませんか。無いようですので、お諮りを致します。議案第4号につきましては、取り下げることに異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数につき、本案については取り下げることに決定致しました。</p> <p>続いてまいります。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>

議長	続きますして、現地調査委員の報告をお願いします。
竹田委員	14番、竹田です。
議長	14番、竹田委員。
竹田委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。 (なしの声)
議長	無いようですのでここでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案とおりに承認することに決定致しました。 次へまいります。議案第6号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きますして、現地調査委員の報告をお願いします。
阪田委員	9番、阪田です。
議長	9番、阪田委員。
阪田委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事

	<p>務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質問が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
阪田委員	<p>9番、阪田です。</p>
議長	<p>9番、阪田委員。</p>
阪田委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質問が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。</p>

事務局	<p>次へまいります。議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> <p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>2番、岩谷です。</p>
議長	<p>2番、岩谷委員。</p>
岩谷委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号に関しまして、事務局より追加で資料をお配りさせて頂き、追加でご説明させて頂きたいと思っております。まず資料を配付させて頂きます。</p> <p>(各委員に追加資料を配付)</p> <p>この追加資料につきましては、定例会終了後、持ち帰らずに机の上に置いて帰って頂きますようお願いいたします。</p> <p>それではご説明させて頂きます。まず、今回の5条転用申請につきましては、通常添付書類とさせております、隣接農地の同意が一部得られておりません。</p> <p>転用事業における隣接農地同意というのは、原則として添付書類とされておりますが、法的に必ず添付しないと申請出来ないということではなく、隣接農地所有者が所在不明で同意してもらえない場合や、感情的な部分で同意してもらえないといった場合も考えられるため、同意書不添付の申請も認められております。</p> <p>今回の場合、隣接農地2筆のうち1筆は同意を得ておりますが、1筆は同意が得られておらず、1筆の同意書不添付のまま、平成26年3月20日に申請書が提出されました。同意書が添付されていないということで、申請書が提出されてから今日に至るまで、事務局において調査を行いました。事業者及び隣接農地所有者、又は地元有田区への事情聴取、また現地調査を行った結果について、資料を使いながらご説明させて頂きたいと思っております。</p>

資料の1枚目を見て頂けますか。御覧のような形でパネル792枚を並べて事業を行います。図面の下側に町道が沿っており、そこには排水溝が整備されております。図面の右側が隣接農地825番で、ここは同意が得られております。図面の左側861番1が、同意が得られていない部分であります。現地を調査してみますと、図面で言いますと右から左に若干勾配がついているような状況です。

隣接農地所有者は本事業そのものには反対していませんが、反対している理由としては、強い雨が降った場合、自然浸透しきれなかった水が自分の畑の方に全て流れてくる。ソーラーパネルの掃除に「洗浄剤」を使用されると、薬剤と汚染水が水と一緒に流れ込んでくる。除草剤の使用についても同様である。安いソーラーパネルで、製品の品質自体が信用できない。などといったことを懸念して、同意には至っておりません。

隣接農地所有者の意見に対して、事業者は、真摯に対応策を示して交渉を続けています。具体的には、浸透し切れなかった雨水が隣接農地に流入しないように町道沿いの側溝に向けて排水を流すよう、勾配をつけて整地をすること。2枚目の資料にありますとおり、隣接農地との境界から、5m離れた場所にブロック擁壁を設置すること。パネルの洗浄剤については使用しないこと。除草剤については、もし利用する場合でも使用基準・安全基準を遵守し迷惑をかけないようにすること。等の対応策を計画し提示してきました。

資料の3枚目にありますとおり、申請書とは別に、事業者から地元の有田区長宛てに誓約書も提出されております。誓約書の方を朗読させていただきます。

『誓約書 有田区長様 私は、東牟婁郡串本町有田字稲村829番地外2筆に太陽光発電設備を設置するに当たり、下記の点を誓約いたします。

- 1、パネル等設備の洗浄は、水（雨水を主とする）によるものとし、洗浄剤等の薬剤は使用しない。
- 2、雑草の管理は、防草シートや人の手など環境、特に農地に負担のかからない方法によるものを主とし、除草剤を利用する場合でも、薬剤の選択・散布方法については周囲の土壌、作物に影響のない製品・方法を選択する。この場合、使用基準を順守し、請求があれば「製品安全データ」等の資料を遅滞なく交付する。
- 3、上記の点に反し、土壌、作物等に影響を生じさせた場合には、自らの責任で回復する。

以上 平成26年3月30日 』

	<p>といったかたちで誓約書が提出されております。</p> <p>地元の有田区としては、本事業に対しては区として賛成・反対を述べる権利もないし立場でもない。加えてこういった誓約書が出されているので、現時点で特に言うことはない。といった意見でした。</p> <p>以上のことを踏まえて総合的に判断をした結果、隣接農地2筆のうち1筆の同意は得られておりませんが、周辺農地に対する被害防除対策も適切に講じられる計画であり、周辺農地への悪影響はないものと判断しております。同意書不添付の件に関しては以上です。</p> <p>続きまして、もう1点、申請場所の地域は、自然公園法により定められた、国立公園第2種特別地域であります。そのため、農地転用許可申請と合わせて、環境省に対して特別地域内工作物の新築許可申請書を平成26年3月31日付けで提出済みであります。確認をしましたが、農地法の許可と同時進行で大丈夫ということでした。</p> <p>新宮市にあります環境省・熊野自然保護官事務所に事務局から問合せをしたところ、道路側に低木で植栽を行うこと・排水溝に土砂等流れ込まないようにすること、普段から定期的な管理をきちっと行うことなどを条件として、許可見込みであるとの回答を得ております。許可の時期としては、4月末頃になるとのことです。</p> <p>以上を持ちまして、本議案に係る追加説明を終わります。皆さん、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま事務局の方から追加説明をして頂いたところですが、現地調査報告と提案趣旨説明含めて、質疑ありませんか。</p>
角委員	<p>15番。</p>
議長	<p>15番、角委員。</p>
角委員	<p>この事業の期間は何年ですか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>売電期間が20年と、それに係る工事期間6カ月で、20年6カ月が許可期間となります。</p>
議長	<p>他にございませんか、14番竹田委員。</p>

竹田委員	<p>申請者の那智勝浦町の方は、この事業を個人として実施するのですか。またここだけではなくて、他の場所でも計画があるんですか。分かっているら教えてください。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>個人で実施します。もともとは土建業をされている方ですが、会社として事業するのではなく、個人でやります。そして、今回の場所に至るまで串本町の他の場所や那智勝浦町でも候補地を探して検討したらしいのですが、地権者との話し合いがまとまらず実現できませんでした。今回申請地において交渉がまとまったため、申請に至ったようです。現在のところ、申請地以外で事業を実施するとは聞いておりません。</p>
議長	<p>他にありませんか。平崎委員。</p>
平崎委員	<p>地上権設定者、被設定者とはどういう意味か。それと同意が得られていないということで、後々トラブルになる可能性はないのか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>地上権設定者というのは土地所有者で土地を貸す方、被設定者というのは事業を行う方で土地を借りる方です。通常こういった場合は賃貸借契約を締結する場合は一般的かと思いますが、今回は地上権設定契約を締結しています。なぜかという、賃貸借契約は民法上では原則20年が最長と定められているらしく、今回売電期間と工事期間を含めると20年6カ月ということで、20年を越えてくることから、このような契約となっていると聞いております。</p> <p>後々トラブルにならないかということについては、現段階において営農に支障が生じないような被害防除計画がきちっとされているか、それで可否を決定していくしかないと思われま。後はその計画通り実施されるかどうかという部分になってくると思います。</p>
平崎委員	<p>ここでそのままいいですよ、ということで素通りして許可したら、あとあと問題になるのではないかと懸念する。</p>

事務局	<p>転用申請の場合は、町の農業委員会で通過して、県の諮問会議に諮られます。そこで許可相当と判断されて初めて許可ということになります。</p> <p>そして、同意が得られれば後々トラブルも無いしベストだと思いますが、反対されている理由がどうかということに尽きるかと思います。例えば感情的にソーラー自体が嫌いだということで反対といっても、これは通らない話です。今回同意できない理由としては、洗浄剤を使用されるのではないか、水がすべて自分の畑に流れ込んでくるのではないか等の理由です。それに対して、洗浄剤は使用しません、排水についても流れ込まないよう擁壁をしたり間隔をあけたりして防除計画を示しています。</p> <p>事務局で隣接農地所有者に事情聴取に行ったときの感じとしては、ソーラー発電に関して不信感を持っているという印象を受けました。事業者が一番初めに事業説明に行ったときに、手違いでその隣接農地の畑もソーラー計画に入っているように色塗りされた図面を持って提示してしまったらしいです。それを見て、これは何事なということで余計に不信感が生まれたようです。その後に、色々と防除計画等を提示しても信用できないといった具合で、最後まで同意に至っていない理由としては、その辺の部分が影響しているのかなと事務局では感じております。</p>
議長	他に質疑ありませんか。18番、西委員。
西委員	20年後に原状復帰するときに、事業者が撤去できない等となった場合に、その土地所有者との話だけで済むのか。許可した農業委員会へは責任は波及してこないのか。もし何かあった場合でも、農業委員会へは迷惑をかけないといった内容で誓約書とれないものか。
議長	事務局。
事務局	そういったことで誓約書をとることは、無理だと思います。20年後の現状復帰に関しては、地上権設定契約書で、はっきりと現状に復して返却する旨が明記されておりますので、それは被設定者の責任で行うべきことであって、それが履行されないとすれば、所有者との話合いの中で解決されるべきです。民と民の話で基本的に農業委員会が立ち入ることではないと考えます。
議長	2番、岩谷委員。

事務局	<p>そういった意味で誓約書をとることはおかしいと思う。それならば全ての案件で誓約書とらないと平等ではなくなってくる。</p>
議長	<p>17番、中村委員。</p>
中村委員	<p>土地所有者はすべて県外の人で、耕作は絶対無理です。太陽光発電をした場合は、周囲の雑草や木を生えないように管理をしないと能力を発揮できない。そういう点から考えると、太陽光発電も立派な農作物を作っているのと同じだと思う。水は高いところから低いところへ流れる、これは当たり前ですが、これの処置をきちっとすれば、下の人は反対する理由は無いと思う。感情的な部分は別として。</p> <p>色々総合的に考えると、人口が減って耕作放棄地が増えるなかで、太陽光発電というのも、作物を作っていると考えると、すごく生産性の良い作物を作っているのと同じという考え方もできる。20年間は管理もきちっとしてくれるのだから。獣害対策もしなくていいし。数十年間耕作してなくて非農地というのがよくあるが、果たしてその間きちっと管理が出来ているのか、周囲の農地に迷惑をかけていなかったのか。遊休農地を解消する1つの手立てとして、良いことではないかと思う。</p>
議長	<p>先ほど事務局も言いましたように、同意書というのは法的に必ず添付しないといけないということではありません。同意書がないということで、不許可にすることはできず、防除計画もきちっと整備されていて書類上不備はないといったときに、じゃあ逆に何をもって不許可とできるのかということにもなります。西委員言われたように、じゃあ約束通り出来なかったらどうするんなどというところまであまり議論されませんが、そういったことを議論しだすと中々前へ進んでいかないという現状も有ります。</p>
坂田委員	<p>以前に田原地区でこういった案件と同じように、どうしても印鑑押さないという案件がありまして、古座の農業委員会で事情を聞こうやないかということで本人を呼んだけども来なかった。それでもう結果的に許可したということがありました。特に後から問題にもならなかった。</p> <p>今回は境界から5m控えているし、問題は無いように思います。しかし先ほど事務局からの説明で、環境省の関係で道路沿いに木を植えなさいというのがあったが、それは木が大きくなって来たり影になったりと後々問題になるように思うんですが、その辺どうですか。</p>

事務局	<p>農地法とはまた別になるんですが、自然公園ということで景観を重んじますので、自然豊かな場所に機械的なパネルが雑にあるよりか、植栽をして緑を多くしてその眼隠しの意味もあってそういった条件を出されているのだと思います。環境省の方も厳しいので、条件は守らないと絶対許可は下してくれないと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。15番、角委員。</p>
角委員	<p>例えば年に何回か、水質検査を実施して、下の人にその結果を提示させるとか、そういったことはできるんですか。</p>
事務局	<p>水質検査を一般的な項目で実施しようと思えば15万～20万円くらいはすると思います。洗浄剤は使用しませんし、今回は太陽光発電ということで汚水排水はありません。排水は雨水排水のみですので、それに対して年1回水質検査を義務付けるということは常識的に無理だと思います。</p>
議長	<p>別に農業委員会として頭から否決するつもりで皆さん考えておられることはないと思います。可否を取る際に、考えるための色々な判断材料として質疑の時間を設けており、後々トラブル等でないようにということで、皆さん疑問に思うことや意見等あればお願いします。</p>
中村委員	<p>17番。</p>
議長	<p>17番、中村委員。</p>
事務局	<p>今回のケースは、排水の話だけです。日照権や、光の反射で作物が出来なくなるとかそういうことではない。排水の問題で、それに対する対処がきちっとされている限りは問題ないと思う。農業委員会としても反対する意見は僕は無いと思う。</p>
議長	<p>8番、坂田委員。</p>
坂田委員	<p>図面を見る限り申請地は山の上ですね。山の上ということは田ではなく全て畑ですね。そういうことであれば、特段問題ないように思う。5m控えるということは、全体から見れば僅かな部分かもしれないが、かなり大きな意味があるように思う。事務局と担当委員と会長が調査してくれ</p>

	<p>て、ここでこれだけ審議したということで、許可しても良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>22番、吉井委員。</p>
吉井委員	<p>下はコンクリを張るんですか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>張りません。</p>
吉井委員	<p>今太陽光発電に関して、設置した後のパネルの光の害というのも問題となっているかと思いますが、その辺も調査されて大丈夫ということだったんでしょうか。どちらが南側でしょうか。まあ田舎なんであまりそういったことは問題にならないかもしれませんが、あくまで都会の話かも分かりませんが。</p>
事務局	<p>光の害ということに関しては特に調査していません。</p>
岩谷委員	<p>図面で言うと、左側が南です。周りに民家などは1軒もないから問題にもならないと思う。</p>
議長	<p>山の上で台地のようになっているところなんで、潮岬方面から、あるいは海の上、船から見た場合は眩しく思うかもしれない。</p> <p>18番、西委員。</p>
西委員	<p>今光の害の話が出ましたが、出雲地区で大きなメガソーラーが稼働しているが、周りの民家からは苦情ということでもないが、確かに眩しいという話は良く聞く。生活に支障が出るとか、人体に何か影響を与えるとかそういうことでもないが。</p>
議長	<p>外にございませんか。</p> <p>皆さんの質問に全てお答え出来なかった部分もあるかもしれませんが、だいぶ色々と議論できたかなあとと思います。この辺で、お諮りをしてもよろしいですか。</p>

	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。以上を持ちまして、本日予定していた議案は全て終了致しました。</p> <p>次にその他にまいります。事務局何かありませんか。</p>
事務局	<p>事前に岡田会長から頂いている資料がありますので、それを皆さんにお配りしたいと思います。</p>
	<p>(各委員に資料配付)</p> <ul style="list-style-type: none">・和歌山県農業会議平成26年度事業計画(案)・第22回農業委員統一選挙に関する申し合わせ決議(案) <p>上記のことについて、岡田会長より説明を行う。</p>
議長	<p>以上を持ちまして、平成26年度第1回定例会を終了致します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時30分 定例会終了</p>

--	--